

砂利採取場における採取地の埋戻し基準

砂利採取場における採取地の埋め戻しについては、従来良質な土砂等を用いることとしているが、近年、建設発生土及び浚渫土を搬入し、埋め戻す事例が生じている。

この様な状況に鑑み、砂利採取法運用要領第3章11.(3).⑥に関し、下記のとおり定めたので、今後、この取り扱いについて十分に留意し、その運用に遺憾のないよう願います。

記

1 目的

この基準は、砂利採取地において土砂等を搬入し埋め戻しを行う場合の、埋め戻しに用いることのできる土砂等や工事の管理方法、手続き等の必要な事項を定めることにより、災害の防止及び地域住民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

2 埋め戻しに用いることのできる土砂等の安全基準

(1) 土砂等の定義

この基準において「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物を除くものとする。

(2) 埋め戻しに用いることのできる土砂等

埋め戻しに用いることのできる土砂等は、自然発生土とし、建設発生土や浚渫土を用いる場合には原則として茨城県内で発生したもので、次の要件にすべて適合するものでなければならない。

- ①建設発生土又は浚渫土の性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土又は第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当すること。ただし、知事が特別の理由があると認める時は、この限りではない。
- ②建設発生土又は浚渫土が含有する有害物質が、土壤汚染対策法第5条第1項に基づく指定基準に適合していること。ただし、砒素及びその化合物、及び銅については、環境基本法第16条に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。
- ③浚渫土が、水道法水質基準の塩素イオンに関する水質基準に適合していること。

3 埋め戻し工事等の管理基準

(1) 埋め戻し工事の管理

砂利採取業務主任者は、次の事項を遵守し、適切に埋め戻し工事の管理を行わなければならない。

- ①土壌等の汚染及び災害が発生した場合に、原因を調査し場外撤去等対策を行うこと。
- ②埋め戻し土砂が安全基準に適合していることの確認及びその記録を行うこと。
- ③認可外の埋め戻し土砂の搬入、混入を防止すること。

(2) 土砂等の搬入の管理

砂利採取業務主任者は、次の事項を遵守し、適切に土砂搬入作業を行わなければならない。

- ①埋め戻し土砂搬入車輛を特定すること。
- ②車輛搬入口にて通行車輛証等による特定車輛の確認や埋め戻し土砂の目視検査を行うこと。
- ③埋め戻し土砂に関する一日毎の搬入実績（会社名、車輛台数、総土量）を記録し、帳票等書類を保管すること。
- ④搬入に伴う道路の汚損防止を図り、周辺住環境の保持に努めること。
- ⑤周辺住民から疑義の申し入れがあったときは、すみやかに場内の立ち入りを認め、立ち会うこと。

4 認可権者の監督指導

認可権者は、立入検査等によって搬入土に不審な点を発見した時は、指示した搬入土の土質検査の実施、撤去等を命令することができる。

5 申請手続き等

(1) 手続き

建設発生土や浚渫土を埋め戻しに用いる場合には、砂利採取法に基づく必要書類等に加え、次の書類を提出しなければならない。

(2) 提出書類等

①砂利採取場埋戻し計画書（様式1）

別表の書類を添付すること。

なお、採取計画認可後に、埋め戻しに用いる土砂等を建設発生土や浚渫土に変更をする場合は、変更認可申請を行うとともに、事前に変更後の様式1を提出すること。

②開始届出書（様式3）

認可後に実際に埋め戻し土砂等の搬入を開始する前に提出すること。

③実績報告書（様式4）

別表の1～3の書類のほか、埋め戻し後の平面図・横断図・完成図及び完了写真を添付すること。

また、埋め戻し土砂の搬入が3ヶ月を超える場合に、開始後3ヶ月を経過する毎に提出すること。なお期限は、3ヶ月経過後2週間以内とする。

なお、採取と埋め戻しを同一地内で同時に行う場合であっても、報告するものとする。

④完了届出書（様式5）

別表の1～3の書類を添付すること。

埋め戻しが完了した場合に提出すること。なお、期限は完了後1ヶ月以内とする。

附 則

- 1 この基準は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

別表

	添付書類の内訳	備考
1	土砂等発生元証明書	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則に準ずるもの
2	地質分析結果証明書	H3環境庁告示第46号に基づくもの
3	土壌調査試料の採取地点の位置を示す図面及び現場写真	
4	土量計算書	
5	埋め戻し用土砂等の確保状況を確認できる書類	残土証明書又は取引証明書
6	埋め戻し用土砂等の発生から処分までのフローシート	
7	埋め戻し用土砂等の管理者の商業登記簿謄本写し	法人の場合のみ
8	埋め戻しの方法の設計書及び図面	
9	施工委託契約書の写し及び施工管理者の住民票又は謄本	埋め戻し工事を委託する場合
10	運搬委託契約書の写し	埋め戻し用土砂等の運搬を委託する場合
11	運搬経路図	道路地図にて指定
12	使用重機の所有者を証する書類	納税証明書等
13	重機の作業資格証の写し	
14	誓約書	埋土管理者・埋め戻し作業員・運搬者それぞれ(様式2)
15	地権者同意書の写し	
16	他の行政庁の許認可届出等を証する書類	農転許可・工作物完成届・土取条例・改良区意見書等を想定
17	その他知事が必要と認める書類	